

近江八幡市立桐原東小学校いじめ防止基本方針

2014 年 1 月 15 日策定

2018 年 5 月 2 日改訂

2021 年 5 月 改訂

2022 年 4 月 改訂

2023 年 4 月 改訂

2023 年 12 月 改訂

1. いじめをどうとらえるか

①いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっては、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態をいう。

（いじめ防止対策推進法 第28条）

②いじめの構造

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけで成立するものではなく、周りではやし立てたり面白がったりする存在（観衆）と、周辺で黙ってみている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で発生するものであり、次のような考え方に留意する必要がある。

○いじめられた側から見れば、群衆も傍観者も含め、周りがすべて加害者と認識されることがある。

○傍観者も群衆もいじめがあることを苦にしながら、仲裁したり訴えたりす

ることが難しい状況に置かれていることも考えられ、加害者以外すべて被害者とする考え方もある。

○「自分とは関係ないこと」と考える子どもが増えることは、傍観者が増える大きな問題である。

○傍観者は、この構造の中で最も多い人数と考えられるので、この傍観者の中から仲裁者を育成することが、いじめの指導には重要である。

③いじめの特徴

○いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい。

- ・加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図のみする場合がある。
- ・被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない（相談できない）ことがある。
- ・「ふざけていただけ」等の「言い訳」が存在し、真実が見えにくい時がある。
- ・様々な関係性の中で生じるため、認識に差が生まれ、事実の確認が難しい場合がある。

○いじめはお互いの人間関係から生じる。

- ・いじめは行為だけでなく、お互いの関係性で、その行為の意味に違いが見られる。
- ・誰もが被害者にも加害者にもなりうる流動的なものである。
- ・いじめはお互いの力のアンバランスによって生じる。
- ・教員の発言が、子どもたちの間の力関係のアンバランスさを誘発することがある。

○いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える。

- ・これはいじめではない「いじめられてはいない」と自分自身で思うことで心のバランスを保っていることがある。
- ・身近な人だからこそ、かえって相談できない場合がある。
- ・周りの人から責められることで、いじめられた本人が「自分が悪い」と思う気持ちになったり、いじめを認めること自体が心の傷となったりする。
- ・自尊感情がひどく傷つく。

④いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

上記の考え方をもとにして、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、ここに「いじめ防止基本方針」を策定した。

2. 本校のいじめに対する基本的姿勢

- いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題である。
 - ・ 一人の教職員が抱え込むのではなく、学校一丸となって対応する。
 - ・ 学校だけではなく、関係機関や地域・保護者と積極的に連携する。
 - いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。
 - ・ 学校でも、家庭でも、地域でも「いじめは決して許されるものではない」という強い思いのもと、子どもが安心して生活を送れる環境を作るよう努力する。
 - ・ 自分の命や人の命を大切にすることを日々の関わりの中で伝える。
 - どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものであるという危険意識を持つ。
 - ・ 日頃から、子ども一人ひとりに声をかけ、子どもの言動をしっかりと見守る。
- (1). いじめ防止基本方針の策定
- ・ 本校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「いじめ防止基本方針」として定める。
 - ・ いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努める。
 - ・ いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考える。
 - ・ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組

の改善を図る。

- ・策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開する。また、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) いじめ防止対策委員会の設置と役割

- ・いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むため、校長・教頭・教務（主幹教諭）・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・当該学級担任・当該学年主任・ＳＣ・ＳＳＷ等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

3. いじめ未然防止のための取組（未然防止のために、様々な手段を講じる）

○一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める。

- ・「いじめは絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを子ども、保護者、地域に宣言する。
- ・どの子にも「だめなことはだめ」と毅然と言い切る指導を徹底するとともに良いところはしっかりほめる。
- ・各教科の授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育めるよう工夫する。
- ・学校の全教育活動を通して積極的に子どもたちが参加や発言出来る場を設定していく。
- ・道徳教育や体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。
- ・子どもたちが「いじめをしない、させない学校づくり」をめざし、自ら考え、議論し、行動するよう、学級、学年、児童会等での活動を進めていく。
- ・いじめや差別を絶対に許さないことを日常の教育実践活動の基本とし、人権教育の充実に努める。
- ・子どもとのふれあいの時間を確保すると共に大切にする。
- ・子どもの一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・わかる授業、魅力ある授業の創造に努め、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感、成就感を育てる。
- ・人権感覚を育成できるような取組を各委員会活動や児童会活動で仕組む。
- ・人とつながる喜びを味わう体験活動を推進する。

○職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実を図る。

- ・いじめについての理解や対応、教育相談などいじめに特化した研修を実施

する。

- ・校長のリーダーシップのもと、「報告」「連絡」「相談」を十分に機能させ、いじめに対する校内体制の強化を図る。
- ・SC、SSW、相談員、市教委、外部関係機関と連携がいつでもとれるよう、日頃から意思疎通を図っておく。
- ・いじめに関する学校の取組、「いじめ防止基本方針」等をホームページ等で発信する。
- ・学校評価等でいじめに対する取組が適切に行われているかを検証する。

○地域との連携

- ・あいさつ運動、見回り活動など、地域における青少年健全育成活動に参加する。
- ・保護者、地域と連携し、いじめ防止についての研修を開催するとともに、学校運営協議会等の場を活用し、いじめ問題についての取組を進める。

4. いじめの早期発見の取組（早期発見のために様々な手段を講じる）

○教職員の気づきの能力を高める。

- ・日常的に鋭いアンテナを張り、些細な言動、表情、行動の変化を見逃さないようにする。
- ・悩みを気軽に相談できるよう、日頃から子どもとの信頼関係づくりに努める。
- ・些細な変化を見逃さないように、休み時間、昼食時、放課後等においてあいさつや声かけを積極的に行うなど子どもとのふれあいに努める。
- ・毎月の生活部会の場で子どもの様子について情報交流の時間を持つ。
- ・学期に1回、いじめ・学校生活に関するアンケートを実施し、子どもの悩みや人間関係、いじめに対しての相談などを分析し、いじめの早期発見の手立てとする。アンケート結果については、担任、学年、生徒指導担当が確認するほか、生活部会でも確認する。アンケート調査や個人面談における児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・教育相談週間を特設(年1回)するとともに、日常より教育相談体制の充実を図り、担任、養護教員、SSW、訪問相談員などが、十分な時間を確保して子どもの話を聞くことができる体制の確立に努める。
- ・月1回、生活部会(人権・同和、生徒指導部会を改称)を開き、各学年担任、教務部、養護教員等から子どもの様子について報告してもらい、情報共有を行う。いじめが心配される場合などには、対応策の検討をする。
- ・担任が中心に定期的ないじめ点検を行い、いじめが心配される状況がない

かの確認を行う。

- ・ストップいじめアクションプランの「子どもたちの SOS をキャッチしよう」等を活用し、児童の実態把握に努める。

5. いじめが起こった（疑いがある）場合の措置

○いじめの発見もしくは、いじめの訴えがあった時の対応（直ちに対応）

- ・いじめを発見した者や訴えを聞いた者は、すぐに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。
- ・学校長指揮のもとに、速やかに校内いじめ防止対策委員会（児童対応委員会）を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するのかなど、役割分担などの打ち合わせを直ちに行う。また、事実の確認や対応等についての記録をする。
- ・事実確認は必ず個別で行い、内容の照合を行う。ただし、極端に長時間の聞き取りを行わないなど、子どもの状況には配慮する。
- ・速やかに事実確認の集約を行い、短期・中期・長期に分けて対応策を立てる。
- ・対応策を全教職員が共通理解するとともに、該当の子どもやその保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ・教育委員会に適切に報告する。
- ・状況に応じて関係機関や地域の協力も得ながら、いじめ解消に向けた具体的な道筋を示す。
- ・犯罪行為と取り扱われるものと認めるときは警察と連携する。

○いじめを受けた児童または保護者への対応（守りきる）

- ・まずは、十分話を聞き、「絶対に守りきる」ことを約束して安心感を与える。
- ・解決にむけて、本人及び保護者に具体的プランを示して協力を得る。
- ・いじめを受けた子にも原因があるといった対応をしない。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携した対応を行う。
- ・いじめをした加害者を別室で学習させるなど、いじめを受けた子どもが安心して学習できる環境づくりに努める。
- ・いじめを受けた子どもが緊張して教室に戻れない場合は、別室で授業を受けるなど学習の保障に努める。
- ・いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。
- ・いじめに係る行為が止んでからも相当期間注意深く見守り、安心感をもた

せながら継続的な支援をする。

- ・必要に応じて出席停止などの処置を検討する。

○いじめを行った児童への指導または保護者への対応（深く反省し、二度といじめを繰り返さない指導）

- ・時間、場所、内容、理解、人数、背景など正確な事実確認をじっくり行う。
- ・中立的、受容的に対応し、しっかり耳を傾ける姿勢で話を聞くが、いじめは許されない事という毅然とした態度で臨む。
- ・いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携した対応を行う。
- ・相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行われるよう導く。
- ・償いの気持ちが行動であらわせられるよう支援し、再発防止に努める。
- ・保護者の理解のもとに、徹底した指導、支援を行う。
- ・いじめ解消後も継続した見届けを行う。

○周りで見ていた者に、いじめをなくすための行動が取れるように指導する。

- ・子どもが安心できる環境の中でしっかりと話を聞く。
- ・日頃から声かけを行い、子どもが相談しやすい信頼関係づくりに努める。
- ・見て見ぬふりをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、いじめを容認したことになるという事実を深く考えさせる。
- ・自分の問題としてとらえ、仲介者としての働きを含め、今後、自分はどうすべきか深く考えさせる。
- ・学級活動等で学級としてどうすべきかなど、しっかり考える機会をつくる。
- ・学級の進んだ取組を学年や全校に広げ、再発防止に努める。
- ・子どもたちと教職員がいじめについて話し合う機会を設ける。

○保護者への説明責任を果たし、協力を得る。

- ・被害、加害の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取組」について、理解と協力を求める。
- ・加害の子どもとその保護者に来校を求め、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。
- ・いじめ対策委員会判断のもと、状況に応じて学級、学年、全校単位で保護者会の開催を検討し、開催する場合には、いじめの事実と学校の対応取組について説明し、理解と協力を求める。
- ・いじめの経過を把握し、いじめが解消されたと見られる場合も、継続して状況把握に努め、適宜、保護者へも報告をする。

○地域との連携を進める。

6. いじめの解消の2要件

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットの通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7. ネット上のいじめに対する対応

- 日常的に情報、モラル、誹謗中傷、スマートフォン、パソコンについての危険性、フィルタリングサービス利用の徹底やLINE等の適切な活用について子ども、保護者両者に働きかける等、危険から身を守る知識と技術や利用のマナーを身につけるよう啓発していく。
- インターネット、SNS等への不快な書き込みが発覚した場合、書き込み内容を保存、プロバイダへの削除依頼を行う。
- 書き込みの内容によっては、警察や法務局との連絡調整を行う。
- 書き込まれた子どもには、状況に応じて心のケアを外部機関と連携しながら検討、実施していく。
- 書き込んだ子どもが特定できる場合は、本人への指導、保護者への連絡を実施し、再び同じ事が起こらないよう家庭で協力してもらう。

8. いじめ問題に取り組むための校内組織

○校内の組織

- ・学年会、教務部会・・・月に数回、子どもの状況について、情報を共有、指導について検討する。
- ・生活部会・・・月1回、管理職、各学年、養護教員、特別支援学級担任、

支援加配、生徒指導主任等で、学校生活全般や学年・学級、各子どもたちの現状や指導について、情報の交換、検討、及び対応、取組について話し合う。

- ・子どもを語る会・・・年間２回、全職員参加で全校の子どもや課題を有する子どもについて、情報交換を行い、対応方法等を検討する。
- ・校内いじめ防止対策委員会(児童対応委員会)・・・いじめが起こったとき、又はいじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務部、生徒指導主任、教育相談担当、養護教員、当該学級担任、当該学年主任、SC、SSW による対策委員会。

○家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急生徒指導委員会・・・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、状況によっては、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題が発生した場合、状況によって本会を開催する。その場合のメンバーは、以下の通りとする。

管理職、教務部、生徒指導主任、教育相談担当、養護教員、当該学級担任、当該学年主任。

なお、状況、内容によっては、以下のメンバーに依頼、参加してもらう。

SC、SSW、PTA 会長、生活環境部部長、近江八幡警察署、主任児童委員、校区連合自治会長、青少年健全育成市民会議会長、桐原コミュニティーセンター長、町づくり協議会会長

9. 重大事態への対処

1. 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

- その他の場合
 - ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- ② 重大事態の報告
 - 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・ 学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会
- ③ 調査の主体
 - 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
 - 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
 - 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- ④ 調査を行う組織
 - 学校が組織した「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会が設置した「いじめ対策専門会議」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。
- ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
 - ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校法人が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)
- ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。
- ⑥ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応
 - その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
 - 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
 - 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
 - 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
 - 学校が調査を行う場合において、教育委員会及び学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
 - 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO による自殺報道への提言を参考にする。

(2) 調査結果の報告及び提供

- ① 調査結果は、速やかに報告を行う。
 - 調査結果の報告先は、下記の通り。
 - ・ 学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会
- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。
 - 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会及び学校法人は、情報の提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び支援を行う。

2. 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

(1) 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- 構成員は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や心理や福祉の専門家の派遣等の支援を行う。
- 市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。